

第14号様式(第8条関係)

(その1) ※この収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書

(令和 6 年分)

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

日本維新の会衆議院宮城県第3選区支部

1 政治団体の名称

宮城県柴田郡柴田町宮下字大畑前56

2 主たる事務所の所在地

代表者の氏名

3 代表者の氏名

会計責任者の氏名

4 会計責任者の氏名

事務担当者(問合せ先)

(担当者)

(電話)

※上記の問合せ先は公表されます。

【注意事項】

※1 本紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に
関して届出た内容と一致すること。(提出時点において異動等
がある場合は、所定の手続により届出ること。)

※2 領収書等の写しを添付する場合は、コピー機により複写し、
A4サイズにより提出すること。(規則第9条第4項)
添付する順番は、収支報告書の記載順と同一とすること。

※3 本年の収入及び支出がともに「0(ゼロ)円」で、かつ、資産
等が全て「無」の場合は、(その1)、(その2)、(その17)、(そ
の20)の4枚のみ提出すること。

※4 選挙運動費用収支報告書と重複して収支を計上しないこと。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)※12月31日現在での指定の有無

☒ 第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体

☐ 第3号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定
により国会議員関係政治団体とみなされる団体

公職の候補者
の氏名等

公職の種類等
の区分

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

※以下、報告対象年中に適用の異動が「有」の場合のみ記載する

・ 特例の適用を受けていた期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

※下欄は選挙管理委員会が記入するので、政治団体は何も記入しないこと。

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	形式	照合
山	080623	06	060140			

資産等 領収書等	法第17条 第2項適用	総務大臣 所管団体	異動届	解散届
有・無	☐	☐	事・代 会・他	☒

(その1)

全団体

政治団体の区分

☒ 政党の支部 ☐ 政党
☐ その他の政治団体
(後援会等) ☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体
の支部 ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☒ 宮城県(同一の都道府県の区域内) → 宮城県選挙所管
☐ 2以上の都道府県の区域等 → 総務大臣所管

資金管理団体の指定の有無

☒ 無 ☐ 有 ※12月31日現在での指定の有無

※以下、指定が「有」の場合のみ記載する

・ 公職の種類 ()選挙区

・ 区分 ☐ 現職 ☐ 公職の候補者等

資金管理団体の
届出をした者
の氏名 (代表者本人)

資金管理団体の指定の期間

※以下、報告対象年中に指定の異動が「有」の場合のみ記載する

・ 資金管理団体の指定がされていた期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

受付印(本局)

収受

8.6.23

宮城県選挙管理
委員会

受付印(支局等)

総務大臣所管団体

(その2)

全 団 体

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	①	0	円	※②+③
(前年からの繰越額)	②	0	円	※前年分の収支報告書の「翌年への繰越額」の金額と必ず一致すること。 ※報告年中に設立した団体は0(ゼロ)を記入すること。
(本年の収入額)	③	0	円	※前年からの繰越額を除き収入がない場合は0(ゼロ)を記入すること。 ※(その2)A+B+(その3)C+(その4)D+(その5)E+(その6)Fの合計
支 出 総 額	④	0	円	※(その13)Hと一致すること。
翌 年 へ の 繰 越 額	⑤	0	円	※①-④(マイナスにはなり得ないこと。)

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	A	0	円	※報告年中に政治団体として徴した会費等の総金額及び納入した実人数を記入すること。
員 数		0	人	

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	※	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	⑥	0 円	※(その7)「個人からの寄附」の合計額G
(うち特定寄附)		0 円	※⑥の内数(寄附者に⑥の表示がある寄附額の合計。)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	⑦	0 円	※(その7)「法人その他の団体からの寄附」の合計額G ※政治資金規正法上は政党(支部)のみ
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	⑧	0 円	※(その7)「政治団体からの寄附」の合計額G
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	⑨	0 円	※⑥+⑦+⑧ ※(その7)の各区分ごとの合計額Gを合計した額と一致すること。
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0 円	※⑨の内数→(その8)を作成すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	⑩	0 円	※政治資金規正法上は政党(支部)のみ→(その9)を作成すること。
合 計 (ア + イ)	B	0 円	※⑨+⑩

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無

資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考	資産等が有の場合は 以下の様式を作成
ア 土 地	☐	☒		(その18-1)
イ 建 物	☐	☒		(その18-2)
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒		(その18-3)
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒		(その18-4)
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒		(その18-5)
カ 金 銭 信 託	☐	☒		(その18-6)
キ 有 価 証 券	☐	☒		(その18-7)
ク 出資による権利	☐	☒		(その18-8)
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒		(その18-9)
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒		(その18-10)
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒		(その18-11)
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒		(その18-12)

※ 各項目別区分の「有無」について、該当する□を選択すること。「有」を選択した場合は、該当する項目別区分の(その18)を作成すること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 確認書(国会議員関係政治団体に限る。)
- 4 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 6 月 22 日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院議員本部政治部

会計責任者の氏名

水戸 由美 (印)

<解散の場合のみ記入する>

代表者の氏名

水戸 由美 (印)

(備考)

1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※1 「監査意見書」は、「政党の本部」又は「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体(資金管理団体に指定されている場合も含む)」は不要となること。

※2 「国会議員関係政治団体」は、「確認書」及び「政治資金監査報告書」を提出する必要があること。なお、収支報告書は政治資金監査を受けた上での宣誓・提出となること。

政治資金監査報告書

令和8年6月22日

日本維新の会衆議院宮城県第3選挙区支部

代表 水戸 由美 殿

登録政治資金監査人 中川 勝利
登録番号 第 6286 号
研修修了年月日 令和7年4月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院宮城県第3選挙区支部の令和6年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院宮城県第3選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、日本維新の会衆議院宮城県第3選挙区支部に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった

3 業務制限

日本維新の会衆議院宮城県第3選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上